

令和4年度 第1回 北海道森林管理局保護林管理委員会  
議事概要

1. 日時及び場所

令和4(2022)年11月28日(月) 14:00~16:30  
北海道森林管理局 大会議室(3階)

2. 議事

- (1) 生物群集保護林の地帯区分の検討について
- (2) 硫黄山(川湯)周辺の希少個体群保護林統合について
- (3) 令和5年度以降のモニタリング計画について
- (4) その他

3. 議事概要

- (1) 生物群集保護林の地帯区分の検討について

〈大雪原生林生物群集保護林〉  
〈大雪山系高山帯生物群集保護林〉  
〈奥尻島生物群集保護林〉

- ・ 外接する人工林の取扱いについては、どのように考えているのか。

→ (事務局) 生物群集保護林に関しては、保護林設定管理要領により外接する人工林の取扱いが決められており、その方針に基づき実行していくことで保存地区に対する影響はないものと考えている。従って、管理方針書の管理・利用に関する事項に「保護林に外接する人工林では、原則として皆伐は行わず、必要に応じて天然林への移行を図るための複層伐及び択伐を中心とした森林施業を行う。」旨を記載し、対応することとする。

- ※ 事務局案のとおり、3箇所の生物群集保護林の地帯区分について、3箇所とも全域保存地区とすることが承認された。

- (2) 硫黄山(川湯)周辺の希少個体群保護林統合について

〈川湯ハルニレ遺伝資源希少個体群保護林〉  
〈川湯イチイ遺伝資源希少個体群保護林〉  
〈川湯アカエゾマツ希少個体群保護林〉  
〈硫黄山高山植物希少個体群保護林〉

- ・ 川湯イチイ遺伝資源希少個体群保護林は別の流域であることなどから、単独の希少個体群保護林で維持し、他の3つの希少個体群保護林を統合し、生物群集保護林とすることとし、地帯区分を全域保存地区とすることは了解。しかしながら、硫黄山特有の生物群集を有する森林を一体的に保護・管理するのであれば、今回区域に含まれていない隣接する天然林も拡充範囲に含めるべきではないのか。

→ (事務局) 更なる拡大する区域については、委員からのご意見を踏まえ、改めて現地調査等を行った上で提案する。

- ※ 川湯ハルニレ遺伝資源希少個体群保護林、川湯アカエゾマツ希少個体群保護林、硫黄山高山植物希少個体群保護林の3つの希少個体群保護林を統合して生物群集保護林とし、全域を保存地区とすること。
  - ※ 提示した「拡張区域」を統合区域に含めること。
  - ※ 新保護林名称「川湯硫黄山生物群集保護林」とすること。
  - ※ 川湯イチイ遺伝資源希少個体群保護林は単独の希少個体群保護林として維持・管理すること。
- 以上について、事務局案のとおり承認された。

(3) 令和5年度以降のモニタリング計画について

- ・モニタリング内容について、エゾシカの食害については、食べられているから被害だと単純に言うのではなくて、何をもって被害だということを明確的にするべきである。
- (事務局) エゾシカ被害の状況をどのように客観的に調査すべきか、あるいは被害が顕著になった場合どのように対策を講じるかについては、今後ご相談しながら進めていきたい。

※事務局案のとおり、令和5年度以降の保護林モニタリング計画については承認された。

以上